

県地域生活定着支援センター

伊豆丸 所長



特別弁護人の意義について語る
伊豆丸所長 ー長崎市茂里町

法廷で“通訳” 更生支援

刑事裁判で、弁護士以外の専門家が被告を弁護する「特別弁護人」という制度がある。専門知識を生かした弁護が期待されるが、全国的にもあまり活用されていない。そんな中、長崎市の県地域生活定着支援センターは、罪を犯した障害者や高齢者の裁判で積極的に「特別弁護」を引き受け実績を重ねている。

10月19日午後。島原市の長崎地裁島原支部。大村市内の事業所で車を盗み、雲仙市内の寺に行つてさい銭を盗んだ罪などに問われた男性(36)の裁判が開かれた。弁護側の席には国選弁護人の馬場章廣弁護士(30)と同センターの伊豆丸剛史所長(40)の2人。同所長は社会福祉士の資格を持つ専門家だ。

男性は軽度の知的障害があり、窃盗などの罪を繰り返している。馬場弁護士が逮捕後にこの男性と接見した際、意思疎通がうまくできなかった

福祉の専門家、実績重ね

ズーム

特別弁護人 刑事訴訟法は裁判所の許可があれば、地裁・簡裁で弁護士以外の人が弁護活動ができる。専門知識や経験を有する医師や技術者らによる弁護が期待される。他人のパソコンを遠隔操

作してインターネット上で航空機の爆破予告をしたなどとして威力業務妨害罪などに問われた元IT関連会社社員の特別弁護人に、ITの専門家が選任されたケースなどがある。

ため十分な弁護ができるかな不安に感じ、同センターに「特別弁護人」を依頼したのだ。

障害者は言語的表現が苦手な人が多く、福祉の専門家でなければ会話やしぐさから真意をくみ取るのは難しい。

伊豆丸所長は拘留所などで男性と何度も接見。刑務所ではなく、福祉施設などで更生を図るべきだとする「更生支援計画」を裁判所に提出し、公判では被告人質問もした。

「緊張してる？ 上手に言えなくて構わないよ。なぜ盗みをしたの？」

法廷で伊豆丸所長が問いかけると、被告の男性は落ち着かない様子で「お金がほしかった」。同所長は辛抱強く語り掛け、更生に向けた言葉を引き出した。後日、男性には執行猶予付きの判決が言い渡され、県北地域の福祉施設に入所した。

馬場弁護士は「弁護士は法律のプロではあるが、障害者とのコミュニケーションは未熟。今回、事件に至った背景などを探る上でも特別弁護人の存在は大きかった」と振り返る。

伊豆丸所長は2012年5月以降、知的障害や精神障害がある男女4件の特別弁護人を務めた。被告との接見時間に制限がなく、専門知識を生かした弁護活動ができることなど利点は多い。だが、法曹関係者の間でさえ制度の認知度は低く、全国的にもほとんど活用されていないという。

同所長は「裁判の意味も分からず、法廷で言いたいことも言えないまま刑務所に送られる障害者も少なくない。弁護士を補佐しながら、障害者や高齢者の気持ちを代弁する『通訳者』の役割を果たしていきたい」と話している。

(北川亮)